

川口市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を防止し、生活環境の保全を図るためのアスベスト対策事業補助金の交付に関し、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 天然の鉱物繊維のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライトをいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建築材料のうち、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（含有するアスベストの重量が建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものに限る。）をいう。
- (3) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体又はこれらに準じるものが所有する建築物、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかな建築物を除く。）をいう。
- (4) 分析調査 補助対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建築材料のうち、アスベストが含有されているおそれのある建築材料について、別表第1第1項に定める基準によりアスベストの含有の有無について行う定性分析の調査をいう。
- (5) 除去等事業 分析調査によりアスベストが含有されていることが確認された建築材料のうち吹付けアスベスト等について、別表第1第2項に定める基準により除去（耐火被覆材として施工された吹付けアスベスト等を除去した結果、耐火性能を満たさなくなる露出した鉄骨等の部材については、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために行う耐火被覆工事を含む。）若しくは封じ込め若しくは囲い込みの措置を行うこと又は吹付けアスベスト等が施工されている建築物の除却を行うことをいう。
- (6) 補助対象事業 除去等事業をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる者であること。
 - ア 補助対象建築物の所有者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体及び市長がこの補助金の交付を受けることについて適当であると認める者で、補助対象事業を実施する者。
 - イ 本市の市税を滞納していない者
 - (2) 補助対象建築物について、国、地方公共団体その他公共団体からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、

それぞれの建築物)につき、1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 除去等事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、除去等事業の着手前に、様式第1号の交付申請書に市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、様式第2号の交付決定通知書により、補助金の不交付を決定したときは、様式第3号の不交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知後に事業に着手するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 第5条の規定により補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付決定前に申請の取下げをするときは、速やかに様式第4号の交付申請取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

(施工計画の報告)

第8条 除去等事業の補助対象者は、当該事業に着手するに当たり、当該事業の施工計画を策定し、様式第5号の施工計画報告書に市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更又は取止め)

第9条 補助対象者は、補助対象事業の変更又は取止めをするときは、すみやかに様式第6号の承認申請書に市長が定める書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当初の事業内容・目的を変更しない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、変更内容がこの要綱の目的に適合すると認めたとき又は取止めをすることがやむを得ないと認めたときは、様式第7号の承認通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の完了期限)

第10条 第6条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業の完了期限は、同事業の補助金の交付決定通知を受けた日から起算して90日以内とする。

(完了報告)

第11条 補助対象者は、除去等事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内に、様式第8号の完了報告書に市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了検査等)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、必要に応じて当該職員にその建築物等に立ち入らせ、現地において完了検査を実施させるものとする。

2 市長は、前項の完了検査の結果、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、除去等事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定による完了報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき又は、前条の規定により指導した必要な措置が講じられたと認めたときは、交付する補助金の額を確定し、様式第9号の確定通知書により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助対象者は、前条の確定通知を受けたときは、様式第10号の交付請求書に市長が定める書類を添えて、補助対象事業を申請した日の属する会計年度の3月10日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

2 前項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があつた後についても適用する。

3 市長は、第1項の規定により取消しを決定した場合は、様式第11号の交付決定取消し通知書により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、前条第3項の交付決定取消し通知書により行う。

(検査等に対する協力)

第17条 申請者及び補助対象者は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要に応じて行う現地調査及び第12条の規定による完了検査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第18条 補助対象者は、補助の対象となった補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成２５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第１４条から第１６条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成２５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成２９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成３３年３月３１日限り、その効力を失う。また、この要綱のうち分析調査事業に係る補助については、平成３０年３月３１日限り、その事業を終了する。ただし、同日までに交付した補助金については、第１５条から第１８条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成３３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第１５条から第１８条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第15条から第18条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第15条から第18条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 分析調査に係る基準

- （１）分析機関は、作業環境測定法（昭和 5 0 年法律第 2 8 号）第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関のうち J I S A 1 4 8 1－1、－2 の仕様に適合する装置及び機器を備える機関であること
- （２）分析調査の方法は、J I S A 1 4 8 1－1、－2：「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。

2 除去等事業に係る基準

- （１）施工者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者
 - イ 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2 0 1 8」に掲げるそれぞれの工法に従って施工した十分な実績を有し、アに規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると認められる者
- （２）施工方法は、次のいずれかによるものであること。
 - ア 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2 0 1 8」に掲げるそれぞれの工法
 - イ 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法
- （３）除去等事業を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準法関係規定（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定をいう。）に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じるものであること。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
除去等事業	除去等事業を請負った者 に対して支払った除去等事 業に係る経費（建築物の除却 を行う場合にあっては、アス ベスト等の除去に相当する 経費）	予算の範囲内でかつ補助 対象建築物 1 棟（1 の敷地内 に複数の建築物がある場合 については、それぞれの建築 物）につき、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があ るときは、これを切捨てた 額）。ただし、3, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする。